



会員 樋谷 賢一

## プロ意識と責任感をもって

### はじめに

昨年12月に弁護士登録をし、はや1年が過ぎようとしている。そこで、これまでに担当した事件や活動等について振り返ってみたい。

### 事実は小説より奇なり

これまでに私が取り組んできた事件は、貸金返還請求事件、建物明渡請求事件、家事事件等の一般民事事件が多いが、変わった（少なくとも個人的にはそのように感じる）事件もある。

例えば、マンションの管理組合内の紛争（反理事長派が勝手に管理組合臨時総会を開催し、当時の理事長を解任のうえ新理事長を選任）、外国人と日本人との婚姻無効確認事件（一方当事者は死亡し、他方当事者は連絡を取ることが困難なため、いかに立証するかが課題）などなど。

当事者から話を聞いて「現実にそのような事が起こるのか」と思うこともしばしばある。まさに、事実は小説より奇なり…。このような法律が想定していない問題をいかに解決するか、困難を伴うこともあるが、弁護士としてのやりがいを感じている。

### 記者会見

現在扱っている事件の一つに、ある消費者事件がある。この事件では、被害者の方々の連帯感、正義感が強く、被害について記者会見を開きたいとの希望があり、提訴日に記者会見を開くことになった。偶然9月号のLIBRAに司法記者の特集記事があったが、当時は色々手探りしながら準備をした（LIBRAの特集は様々な分野にわたっており結構参考になる）。無事記者会見を開くことができ、一部のメディアで事件が報道されたときは、それまでの努力が報われた気がした。

### 委員会活動

現在、消費者問題特別委員会に研修員として参加している。毎月の委員会や事例検討会では最新の動向等を学ぶことができるうえ、ML上でも活発なやり取りがなされており、大変勉強になっている。

また、7月に開催された東弁の夏期合研では、消費者問題特別委員会の分科会の実行委員に加えていただいた。東弁の一大イベントである夏期合研の分科会において、テーマを設定し、企画を練り上げ、準備を行う過程を経験できたことは、何物にも代え難いものであった。研修員もこのような機会を持つことのできる委員会に懐の深さを感じている。

委員会では、積極的に参加・発言する若手弁護士も多数おり刺激を受けている。日常業務との調整が難しいときもあるが、できるだけ委員会活動に関わっていきたいと思っている。

### おわりに

これまでさほど意識したことはなかったが、いま振り返ってみると、わずか1年足らずの間にも、多くの貴重な経験をし、様々なことを学んできたことを実感する。これも、所属事務所や共同事件、委員会等の先輩弁護士の指導のおかげであり、この場を借りてあらためて感謝したい。

私が修習を終えて弁護士登録した際、弁護修習の指導担当弁護士から「修習生と弁護士の違いは責任の重さである」と言われた。当時は、表面通りの意味としてしか理解できなかったが、弁護士として活動してきて、非常に示唆に富んだ指摘であったことを実感している。

これからも、弁護士としてのプロ意識と責任感をもって仕事に取り組んでいきたい。